

証券コード1789
2024年5月9日
(電子提供措置の開始日2024年5月1日)

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋一丁目10番13号
株式会社ETSホールディングス
取締役社長 加 藤 慎 章

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ets-holdings.co.jp/ir-top>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

書面又はインターネットにより議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年5月23日(木曜日)午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月24日(金曜日) 午前10時【受付午前9時30分 開始】
2. 場 所 東京都新宿区大久保二丁目8番3号
東京都電設工業企業年金基金会館 2階 大会議室
(末尾記載の【株主総会会場ご案内図】をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

3. 目的事項

決議事項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 単独株式移転による完全親会社設立の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 資本金の額の減少（減資）の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ~~~~~

X（旧ツイッター）アカウントのお知らせ

https://twitter.com/ETS_pr



当社は、ステークホルダーの皆様へタイムリーな情報をお伝えするため、X（旧Twitter）を用いて積極的な発信を行っております。是非、フォローをお願いします。

期間中（本招集通知到着後～2024年5月31日まで）、新規フォローいただいた方の中から抽選で10名様に「QUOカード（1,000円分）」をプレゼントいたします。

上記QRコードより当社アカウントをフォローいただき、本臨時株主総会記事のリポートをお願いいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するように返送ください。

議決権行使期限

2024年5月23日(木曜日)
午後5時45分到着まで

インターネットによる議決権行使



次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください▶

議決権行使期限

2024年5月23日(木曜日)
午後5時45分まで

株主総会へ出席



議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年5月24日(金曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時30分)

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

ご不明な点は、株主名簿管理人である
三井住友信託銀行株式会社まで
お問い合わせください。

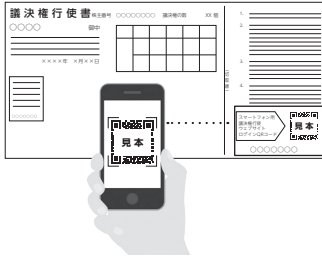
- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
電話番号 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)
- (2) 上記以外の事項に関するお問い合わせ先
電話番号 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く))

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

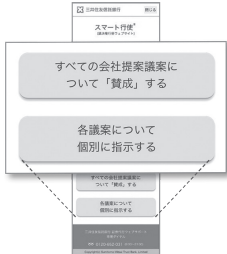
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

① ご注意

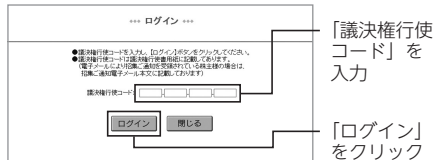
- ・ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ・ インターネット等のご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

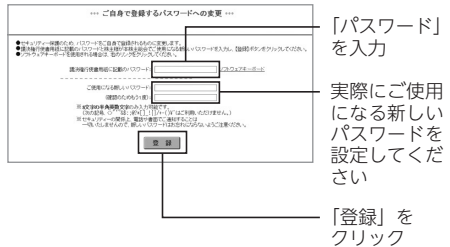
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 単独株式移転による完全親会社設立の件

当社は、2024年10月1日（予定）を効力発生日として、当社の単独株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により、純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社ETSグループ」（以下、「純粋持株会社」といいます。）を設立することを、2024年2月27日の取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転に係る株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 本株式移転による純粋持株会社体制への移行の背景及び目的

（1）本株式移転の背景

当社は2022年2月に創業100周年を迎えましたが、さらなる「100年の未来」に向け、「『この街に明かりを灯すのは私達』～100年の伝統から100年の未来へ～」をパーパス（存在意義）に掲げており、グループを挙げてさらなる挑戦を続けております。

地球温暖化問題や再生エネルギーの急速な普及など社会の変化は目まぐるしい中、人々の安全・安心な暮らしのために、当社が培ってきたコアな技術で価値を新たに創造していくことが、当社の社会的責任であると考えております。

100年先も明かりを灯し続けていけるよう、当社グループが今後も持続的な成長を継続していくためには、電力事業部門や設備事業部門の一層の強化と同時に、不動産事業分野の業容拡大、そして社会の変化に適応した新たな事業への挑戦に取り組んでいかねばならないと考えており、これを実現するために純粋持株会社体制への移行が最適であると判断いたしました。

（2）純粋持株会社体制への移行目的

当社グループが、純粋持株会社体制へ移行する目的は以下のとおりです。

当社は、新たに設立する純粋持株会社の普通株式について、東京証券取引所スタンダード市場に新規上場（テクニカル上場）を申請する予定であり、上場日は2024年10月1日を予定しております。また、当社は本株式移転により純粋持株会社の完全子会社となりますので、純粋持株会社の上場に先立ち、2024年9月27日に上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止日につきましては、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の規則に基づき決定されるため変更になる可能性があります。

①事業推進における意思決定の迅速化

当社は、2024年9月期～2026年9月期までの3カ年を対象とする中期経営計画において、分野別の重点施策を掲げております。純粋持株会社体制へ移行することにより、各重点施策をよりフレキシブルかつ迅速に実現することが可能と考えております。

②グループ経営によるシナジー効果の発揮及び効率化

当社グループは、主に電力事業部門・設備事業部門を担う当社、株式会社岩井工業所、株式会社DCラインと、主に建物管理事業を担う株式会社東京管理、ユウキ産業株式会社の大きく2つの部門に分かれています。グループ全体の最適な企業価値向上の観点から経営判断がなされる純粋持株会社体制の下で事業推進することにより、より効果的かつ効率的に成長することが可能と考えております。

③M&Aやアライアンスなど戦略的かつ機動的な変化に対応できる組織体制の構築

M&Aやアライアンスなどによる社会の変化に適応した新たな事業への挑戦にあたって、純粋持株会社体制に移行することにより、より戦略的かつ機動的に実行することが可能と考えております。

④次世代を担う経営者人材の育成

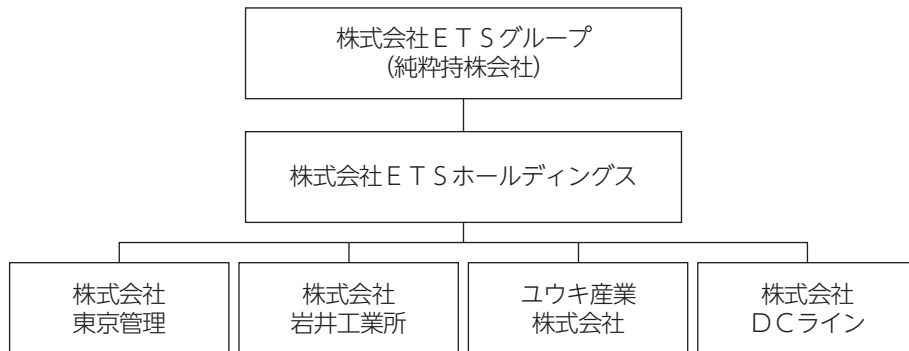
国内における人材不足、AIの急激な成長等が差し迫っている昨今、事業経営における人的資本である社員の成長をより支援するため、各種人材戦略に加え、純粋持株会社傘下の事業会社で経営経験を積ませることで、次世代を担う経営者人材の早期育成を図ることができ、ひいては当社グループの持続的な成長に寄与すると考えております。

2. 純粋持株会社への移行手順

当社は、次の二段階の手順を経て純粋持株会社体制への移行を実施する予定です。

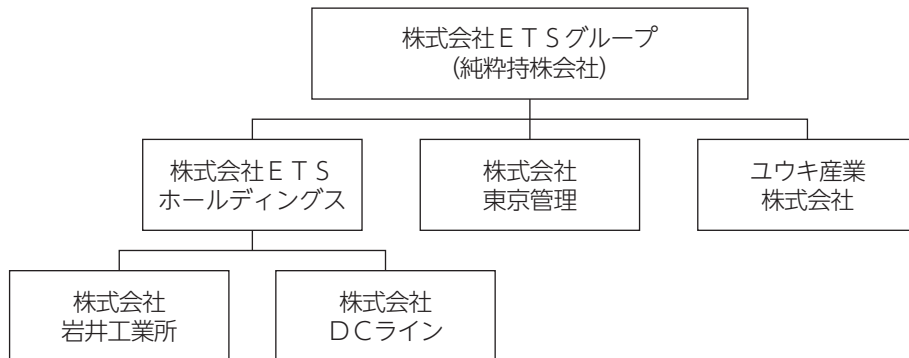
【ステップ1：単独株式移転による純粋持株会社の設立】

2024年10月1日を期日として、本株式移転により純粋持株会社を設立することで、当社は純粋持株会社の完全子会社となります。



【ステップ2：純粋持株会社設立後の体制】

当社の子会社を純粋持株会社の子会社として再編する予定であります。なお、具体的な内容及び時期につきましては、決定次第お知らせいたします。



3. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社E T Sホールディングス（以下、「本会社」という。）は、本会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下、「本持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行うに当たり、次のとおり株式移転計画（以下、「本計画」という。）を定める。

（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第1条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は次のとおりとする。

（1）目的

本持株会社の目的は、別紙「株式会社E T Sグループ定款」第2条の記載のとおりとする。

（2）商号

本持株会社の商号は、「株式会社E T Sグループ」とし、英文では、「ETS Group Co.,Ltd.」と表示する。

（3）本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、東京都豊島区とし、本店の所在場所は、東京都豊島区南池袋一丁目10番13号とする。

（4）発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、19,500,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙「株式会社E T Sグループ定款」に記載のとおりとする。

（持株会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称）

第2条 本持株会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役 加藤慎章

取締役 榊原範昭

取締役 日下直

取締役 上江洲剛

取締役 若狭正幸

取締役 黒川弘務

2. 本持株会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

監査役 吉野寛記

監査役 石原毅

監査役 小嶋義政

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

清陽監査法人

(本株式移転に際して交付する株式およびその割り当て)

第3条 本持株会社は、本株式移転に際して、本会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における本会社の株主名簿に記載または記録された本会社の株主（以下、「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する本会社の普通株式に代わり、本会社が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、本株式移転に際して、本割当対象株主に対し、その所有する本会社の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

(持株会社の資本金および準備金に関する事項)

第4条 本持株会社の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

50,000,000円

(2) 資本準備金の額

12,500,000円

(3) 利益準備金の額

0円

(持株会社の成立の日)

第5条 本持株会社の設立の登記をすべき日（以下、「本持株会社の成立の日」という。）は、2024年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、本会社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第6条 本会社は、2024年5月24日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、本会社は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

(株式上場)

第7条 本持株会社は、本持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

(株主名簿管理人)

第8条 本持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

(事情変更)

第9条 本計画の作成後、本持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本会社の財産または経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、本会社は、本会社の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、または本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力)

第10条 本計画は、本会社の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合、本持株会社の普通株式の東京証券取引所への上場について東京証券取引所の承認が得られなかった場合または本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかった場合は、その効力を失う。

(規定外事項)

第11条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

2024年2月27日

東京都豊島区南池袋一丁目10番13号
株式会社ETSホールディングス
代表取締役社長 加藤 慎章

株式会社E T Sグループ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社は、株式会社E T Sグループと称し、英文では、ETS Group Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 本会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1)電気工事、電気通信工事、土木工事、建築工事、消防施設工事、管工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事、建具工事の設計、施工、工事請負監督およびコンサルティング事業
- (2)電気機器および材料の製作、修理ならびに加工
- (3)電気工作物の工事、維持および運用の保守監督
- (4)前各号に関わる機器、資材の販売および輸出入
- (5)住宅関連商品の販売業
- (6)宅地建物取引業および賃料保証事業
- (7)マンション管理業
- (8)倉庫業
- (9)ビルメンテナンスおよび清掃事業
- (10)損害保険代理業
- (11)労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (12)有料職業紹介事業
- (13)保育所・学童保育・託児所等の保育施設の経営および保育施設関連事業
- (14)保育所・託児所に関するコンサルティング事業
- (15)無人機による各種映像の撮影に関わる請負事業

- (16)発電ならびに電気の供給および販売に関する事業
 - (17)投資に関する事業
 - (18)飲食店および宿泊施設の経営
 - (19)古物売買業
 - (20)介護保険法に基づく介護事業
 - (21)高齢者向け住宅の経営および受託運営事業
 - (22)前各号に関するコンサルティング事業
 - (23)前各号に附帯する一切の事業
- 2 本会社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 本会社は本店を東京都豊島区に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告の方法)

第5条 本会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は19,500,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の権利)

第9条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規則)

第11条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 本会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 本会社の定時株主総会は毎年12月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えある場合または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 本会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 本会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に差し支えある場合または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 本会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名押印（電子署名含む）する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(相談役)

第27条 本会社は、必要と認められたときは、取締役会の決議をもって相談役をおくことができる。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役でない取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第30条 本会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名または記名押印（電子署名含む）する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第40条 会計監査人の選任、任期その他に関する事項は、法令の定めるところによる。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 本会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

第42条 本社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第43条 本社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当することができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第44条 剰余金の配当および中間配当が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

2 未払いの剰余金の配当および中間配当には利息をつけない。

附 則

第1条 (最初の事業年度)

本会社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、本会社の成立の日から2025年9月30日までとする。

第2条 (最初の取締役および監査役の報酬等)

1. 第28条の規定にかかわらず、本会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、月額1,700万円以内とする。
2. 第38条の規定にかかわらず、本会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の監査役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、月額170万円以内とする。

第3条 (附則の削除)

本附則は、本会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

4. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と本持株会社の株主構成に変化が無いことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して純粋持株会社の普通株式1株を割り当てることといたしました。

本持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数は100株といたします。

なお、上記理由により、第三者算定機関による算定は行っておりません。

会社名	株式会社 E T S グループ (完全親会社：純粋持株会社)	株式会社 E T S ホールディングス (完全子会社：当社)
株式移転比率	1	1

また、上記の株式移転比率は、基本的に株式の価値に変動を伴わないものであり相当であると判断しております。

本株式移転により、本持株会社が交付する新株式数は、6,368,924株を予定しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、本持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転により本持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する直前時（以下、「基準時」といいます。）において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の本持株会社の普通株式が割当交付されることとなりますが、実務上消却が可能な範囲の自己株式については、本株式移転の効力発生に先立ち消却を予定しておりますため、当社が2024年3月31日時点において保有する自己株式6,360株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、当社の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当社の2024年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、本持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の設立時の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定められており、持株会社の目的、規模及び設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

5. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第206条第2号）

株式移転に係る新株予約権についての定め相当性に関する事項

当社は新株予約権を発行していません。

6. 株式移転完全子会社についての事項（会社法施行規則第206条第4号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

【資本金の額の減少】

当社は、2024年5月24日開催予定の臨時株主総会の決議を前提として、会社法第447条第1項の規定に基づき、2024年9月30日を効力発生日として、資本金の額989,669,536円のうち、509,669,536円を減少させ480,000,000円とし、減少する資本金の額509,669,536円的全額をその他資本剰余金に振り替えることを決議しております。

7. 持株会社の取締役となる者についての事項

持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

※なお、本項における「当社」とは、「株式会社ETSホールディングス」をいいます。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数／ および割り当てられる持株会社の株式の数
1	カトウノリアキ 加藤 慎章 (1974年6月14日生)	2000年4月 中部電力株式会社 入社 2007年8月 日本GE株式会社 入社 2015年1月 同 ディレクター 2016年2月 ソネディックス・ジャパン株式会社 入社 2017年5月 同 ヴァイスプレジデント 2018年8月 GCLニューエナジー・ジャパン株式会社 入社 CEO (首席代表) 2020年9月 当社入社 営業本部長 兼 企画室長 2020年12月 代表取締役社長 (現任) 2021年9月 株式会社岩井工業所 代表取締役 (現任) 2021年12月 ユウキ産業株式会社 代表取締役 (現任) 2022年6月 中央電気建設株式会社 代表取締役 2022年6月 株式会社電友社 代表取締役 2023年10月 株式会社DCライン 代表取締役 (現任)	4,200株 ／4,200株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>加藤 慎章氏は、電力会社や再生可能エネルギー事業運営会社等での豊富な経験を背景に、2020年12月より当社代表取締役として、事業拡大、業務改革等に手腕を発揮し、着実な成果を上げております。かかる実績をふまえ、持株会社の取締役として適任と判断いたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数／ および割り当てられる持株 会社の株式の 数
2	サカキバラ ノリアキ 榊原 範 昭 (1955年8月17日生)	1978年4月 当社入社 外線部 工事課 1981年4月 大阪支社 (現 関西事業部) 外線課 1991年4月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 電力課副長 1999年11月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 工事課長 2010年4月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 副支社長 兼 工事課長 2011年4月 仙台支社 (現 東北支社) 副支社長 2012年12月 執行役員 仙台支社長 2016年12月 取締役仙台送電事業部長 2017年12月 取締役東北送電事業本部長 2019年12月 取締役電力インフラ事業本部長兼東北送電事業 本部付 2021年9月 株式会社岩井工業所 取締役 (現任) 2021年12月 常務取締役工事総括担当 2022年6月 中央電気建設株式会社 取締役 2022年6月 株式会社電友社 取締役 2022年12月 常務取締役工事統括担当 兼 インフラ・ソリ ューション事業本部長 (現任) 2023年10月 株式会社DCライン 取締役 (現任)	4,800株 /4,800株
<p>■取締役候補者とした理由 榊原 範昭氏は、当社において入社以来、長年にわたり送電事業の業務に従事し、豊富な知識、経験を有しております。また、2016年からは当社取締役として、経営に携わっており、主に工事部門の業務効率化、及び現場の安全意識の醸成に手腕を発揮してまいりました。かかる実績をふまえ、持株会社の取締役として適任と判断いたしました。</p>			
3	フサカ ナオ 日下 直 (1977年10月8日生)	2005年3月 株式会社ホップス 入社 2007年3月 アムス・インターナショナル株式会社 入社 2018年8月 同 取締役 総務人事部長 2021年9月 当社入社 総務部長 2021年12月 取締役総務人事部長 2022年12月 取締役経営管理部長 2023年11月 取締役人的資本経営部長 (現任) 2023年11月 ユウキ産業株式会社 取締役 (現任)	200株 /200株
<p>■取締役候補者とした理由 日下 直氏は、特定社会保険労務士として、人事・労務管理部門での豊富な知識と経験を背景に、2021年12月より当社取締役として主に経営管理部門でのマネジメントにおいて実績を重ねており、当社の成長戦略を推進するうえで、適切な役割を果たしております。かかる実績をふまえ、持株会社の取締役として適任と判断いたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数／ および割り当てられる持株 会社の株式の 数
4	ウエス 剛 上江洲 (1980年6月20日生)	2003年4月 アムス・インターナショナル株式会社 入社 2010年11月 アムス・エステート株式会社 出向 2017年11月 アムス・インターナショナル株式会社 賃貸事業部長 2018年8月 同 取締役 賃貸管理事業部担当 2021年12月 当社取締役DX推進部長 兼 チーフ・カイゼン・オフィサー (現任) 2022年3月 アムス・エステート株式会社代表取締役 (現任) 2022年8月 アムス・インターナショナル株式会社代表取締役 (現任)	0株 ／0株
■取締役候補者とした理由 上江洲 剛氏は、長年にわたり賃貸管理会社において経営に携わっている経験と豊富な見識を背景に、2021年12月より当社取締役として主に業務DX化、業務改善の推進に手腕を発揮し、当社の業務効率の向上、労働生産性の向上を担っております。かかる実績をふまえ、持株会社の取締役として適任と判断いたしました。			
5	フカサ マサユキ 若狭 正幸 (1955年8月17日生) 社外取締役候補者	1978年4月 大蔵省(現財務省) 入省 1983年7月 日田税務署長 1994年7月 東海財務局理財部長 1998年7月 関税局管理課長 2001年7月 理財局国有財産企画課長 2004年7月 札幌国税局長 2005年7月 仙台国税局長 2006年7月 関東信越国税局長 2008年7月 大阪国税局長 2009年8月 独立行政法人国立印刷局理事 2017年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問 2019年6月 株式会社NTTカードソリューション監査役 2021年12月 当社社外取締役(現任)	0株 ／0株
■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 若狭 正幸氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、財務省に長年の間奉職された豊富な経験と識見に基づき、当社社外取締役として、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したからであります。 上記の豊富な経験と見識から、当社経営上有益な指摘や意見を独立した客観的立場からいただき、経営陣の監督に努めていただくことを期待しております。 また、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適合しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数／ および割り当てられる持株会社の株式の数
6	クロカワ ヒロム 黒川 弘務 (1957年2月8日生) 社外取締役候補者	1983年12月 検事任官 東京地方検察庁 2001年12月 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長 2005年1月 法務省刑事局総務課長 2006年7月 法務省大臣官房秘書課長 2008年1月 法務省大臣官房審議官 2010年8月 松山地方検察庁検事正 2011年8月 法務省大臣官房長 2016年9月 法務省法務事務次官 2019年1月 東京高等検察庁検事長 2021年12月 当社社外取締役（現任） 2022年9月 株式会社ブートコミュニケーション社外取締役（現任）	0株 /0株
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>黒川 弘務氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に社外役員となること以外の方 法で直接会社経営に関する経験はありませんが、検察庁、法務省に長年の間奉職し、豊富な 経験と識見を有しており、当社社外取締役として、当社経営に有益なご意見やご指摘をいた だけることを期待したからであります。</p> <p>上記の豊富な経験と見識から、当社経営上有益な指摘や意見を独立した客観的立場からいた だき、経営陣の監督に努めていただくことを期待しております。</p> <p>同氏は、長年にわたり検察庁、法務省で務められた経験を持ち、経営の監督とチェック機能 の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。</p> <p>また、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適合しており、一般株主の保護 に資するとの考えから、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。</p>			

- (注) 1. 所有する当社株式数は、2024年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り
 当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載して
 おります。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、設立日の直前まで所有状況
 に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別な利害関係が生じ
 る予定もありません。
3. 取締役候補者若狭正幸氏、黒川弘務氏の2名は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、若狭正幸氏及び黒川弘務氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引
 所に届け出ております。持株会社が設立され両氏が社外取締役に就任された場合は、各氏を
 独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、若狭正幸氏、黒川弘務氏の2名と会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責
 任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が
 規定する額といたします。持株会社が設立され各氏が社外取締役に就任された場合は、各氏
 との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 持株会社が設立された場合、持株会社は、各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契
 約を保険会社との間で締結する予定としております。被保険者が業務遂行に起因して損害賠
 償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用は当該契約により補填
 することとしております。

8. 持株会社の監査役となる者についての事項

持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

※なお、本項における「当社」とは、「株式会社ETSホールディングス」をいいます。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社の株式の数／および割り当てられる持株会社の株式の数
<p>ヨシノ ヒロノリ 吉野 寛 記 (1982年1月29日生)</p>	<p>2007年9月 アムス・エステート株式会社 (アムスグループ) 入社 2016年6月 アムス・インターナショナル株式会社へ転籍 2019年12月 当社監査役 2020年12月 当社常勤監査役 (現任) 2022年8月 アムス・インターナショナル株式会社 監査役 (現任)</p>	<p>0株 ／0株</p>
<p>■監査役候補者とした理由 吉野 寛記氏を監査役候補者とした理由は、不動産業界での業務執行、法務業務に携わった経験を活かして、2019年より当社の監査役として、当社の経営、業務に対し適切な監査をいただいていることから、持株会社の監査役として適任と判断いたしました。</p>		
<p>イシハラ タケシ 石原 毅 (1954年4月29日生) 社外監査役候補者</p>	<p>1978年4月 三菱重工株式会社 入社 1992年4月 米国三菱重工株式会社 法務部長 2000年4月 同社 法務部国内法務グループ担当課長 2005年8月 同社 汎用機・特車本部総務部次長 2006年8月 日本精工株式会社 入社 コンプライアンス本部法務部 主幹 2011年1月 PGMホールディングス株式会社 法務本部長 2014年1月 日本駐車場開発株式会社 入社 2015年10月 同社 取締役コンプライアンス本部長 2015年10月 日本スキー場開発株式会社 社外取締役 2016年7月 NPD USA LTD 取締役兼コーポレートセクレタリー 2016年10月 日本駐車場開発株式会社 常務取締役 コンプライアンス本部長 2021年12月 当社社外監査役 (現任)</p>	<p>0株 ／0株</p>
<p>■社外監査役候補者とした理由 石原 毅氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたり大手企業で企業法務を担当され培われた経験に加え、他の上場企業での役員および監査役を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しており、社外監査役として当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したからであります。 また、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適合しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。</p>		

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社 の株式の数／およ び割り当てられる 持株会社の株式の 数
コ ジマ ヨシ マサ 小 嶋 義 政 (1952年5月5日生) 社外監査役候補者	1973年11月 警視庁 警察学校 入校 1974年11月 警視庁 大塚警察署 1981年12月 同 捜査第四課 1987年 3月 警視庁三鷹警察署 (捜査第四課兼務) 1995年 2月 警視庁新宿警察署 (捜査第四課兼務) 2000年 2月 警視庁月島警察署 2005年 1月 警視庁四谷警察署 2005年 1月 警視庁高輪警察署 2013年 3月 警視庁 定年退職 2013年 4月 アムス・インターナショナル株式会社 顧問 2015年 2月 同 監査役 2022年12月 当社社外監査役 (現任)	0株 ／0株
<p>■社外監査役候補者とした理由</p> <p>小嶋 義政氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり警視庁での勤務経験を有し、また賃貸管理会社においても長きにわたり常勤監査役を務められました。その豊富な経験と見識を背景に、社外監査役として、主にコンプライアンスの観点より、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、社外監査役として適任と判断いたしました。</p>		

- (注) 1. 所有する当社株式数は、2024年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定もありません。
3. 監査役候補者石原毅氏、小嶋義政氏の2名は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、石原毅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。持株会社が設立され同氏が社外監査役に就任された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、吉野寛記氏、石原毅氏、および小嶋義政氏3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。持株会社が設立され各氏が社外監査役に就任された場合は、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 持株会社が設立された場合、持株会社は、各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定としております。被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用は当該契約により補填することとしております。

9. 株式移転完全親会社の会計監査人となる者についての事項

株式移転完全親会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

なお、監査役会が清陽監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した監査体制と監査費用を含め、首都圏に基盤を持つ会計監査人の選定を視野に入れ総合的に検討した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、監査報酬が当社の事業規模に適していると判断したためであります。

(2024年3月31日現在)

名 称	清陽監査法人	
事務所	東京都港区西新橋1丁目22番10号 西新橋アネックスビル2F	
沿 革	2011年2月 設立 2016年7月 九段監査法人と合併 2018年12月 英国に本部を置くBaker Tilly International に 加盟	
概 要	構成人数 社員 (公認会計士) 18名 職員 (公認会計士) 55名 (公認会計士試験合格者等) 2名 (その他) 10名 合計 85名 監査関与法人数 88法人	

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第12条（基準日）において、定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において第1号議案が承認され、かつ2024年10月1日付で本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は、純粋持株会社のみとなりますので、多数の株主の存在を前提とする上記の定時株主総会の議決権の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。

そのため、定時株主総会における議決権の基準日制度を廃止することとし、現行定款第12条を削除するとともに、この変更に伴い、現行定款第13条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものです（かかる定款の一部変更を以下、「本定款変更」といいます。）。

なお、当該事項は、本臨時株主総会において第1号議案（単独株式移転による完全親会社設立の件）が承認されること、並びに2024年9月30日の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2024年9月30日にその効力を生じるものとしたします。

また、本株式移転及び本定款変更により、第109期当社定時株主総会において議決権を行使する株主は、純粋持株会社のみとなりますが、2024年9月期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）の当社の剰余金の配当（期末配当）につきましては、現行定款第42条（本定款変更後の第41条）に従い、2024年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された当社株主または登録株式質権者の皆様に対し、当社からお支払いする予定であります。

なお、剰余金の配当額（期末配当予想額）につきましては、2024年2月14日付「2024年9月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」にて公表しておりますとおりです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです（現行定款のうち、変更のない条文は記載を省略しております）。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後定款案
<p>第1条～第11条 （略）</p> <p><u>（基準日）</u></p> <p>第12条 本会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><u>2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u><u>ことができる。</u></p> <p>第13条～第44条 （略）</p>	<p>第1条～第11条 （現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>第12条～第43条 （現行どおり）</p>

第3号議案 資本金の額の減少（減資）の件

1. 資本金の額の減少の目的

当社は、2024年10月1日付をもって、純粋持株会社の完全子会社となることが見込まれますので、その後の当社の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。ただし、当該事項は、本臨時株主総会において第1号議案（単独株式移転による完全親会社設立の件）が承認されること、並びに2024年9月30日の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2024年9月30日にその効力を生じるものいたします。

2. 資本金の額の減少の額

(1) 減少すべき資本金の額

2024年2月27日現在の資本金の額989,669,536円のうち、509,669,536円を減少させ、480,000,000円といたします。

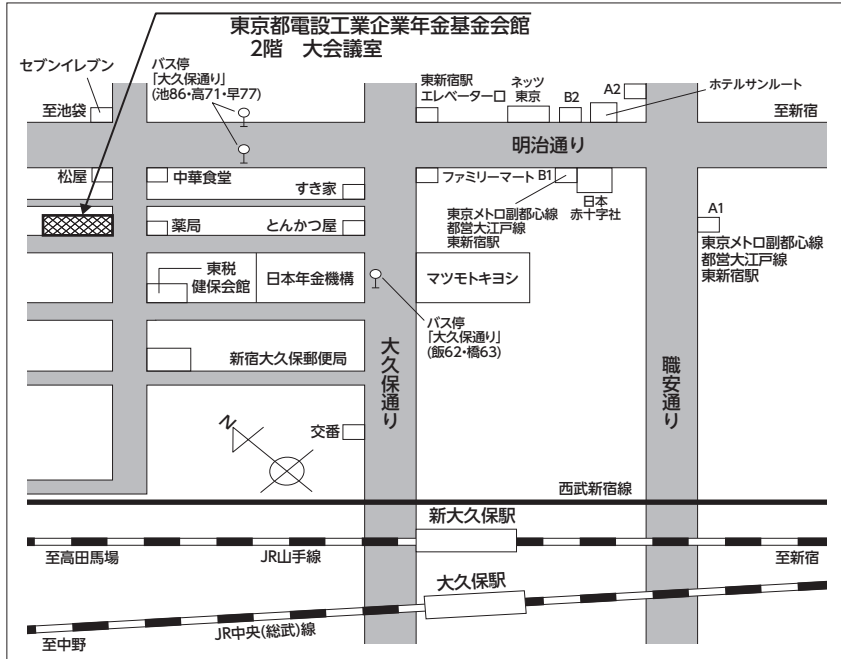
(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額509,669,536円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区大久保二丁目8番3号
東京都電設工業企業年金基金会館 2階 大会議室



交通

- JR手線「新大久保駅」下車、徒歩10分
都営大江戸線「東新宿駅」下車、徒歩10分 (A1・A2)
東京メトロ副都心線「東新宿駅」下車、徒歩5分 (B1・B2・エレベーター)
※A・Bは地下で通じております。
- 都バス：池86 (渋谷駅東口⇔池袋駅東口) 大久保通り下車、徒歩1分
早77 (新宿駅西口⇔早稲田) 大久保通り下車、徒歩1分
高71 (高田馬場⇔九段下) 大久保通り下車、徒歩1分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。